

発湯監第31号
令和2年2月5日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	入江 誠 様
湯梨浜町教育委員会教育長	山田 直樹 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 磯 江 俊 二

湯梨浜町監査委員 光 井 哲 治

令和元年度第2回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、令和元年度第2回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の概要

I 監査の対象

- (1) 会計執行状況について
- (2) 歳計外現金残高について
- (3) 工事等の進捗状況について
- (4) 町税等滞納整理対策本部の状況について
- (5) 重点項目（聞き取り）
 - ①水道ビジョンに基づく実施計画の現状と今後の予定について
 - ②保育料無償化に伴う副食費の取扱いについて
 - ③入園決定の考え方について
 - ④公金外通帳の管理状況について

II 監査の実施日、場所

令和元年12月24日（火） 監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった各項目について、資料審査、聞き取りを行った。

2 監査結果並びに所見

1 令和元年度入札執行事業（50万円以上）の実施状況について

- 令和元年 11 月 30 日現在の契約締結件数は全 277 件。その実施状況は以下のとおり。

全 体	内 訳	
277 件	入札・契約の方法	
	指名競争入札 168 件 (60.6%)	うち 100%契約 8 件 (4.8%)
	随意契約 109 件 (39.4%)	57 件 (52.3%)

(注)「100%契約」とは、予定価格＝契約金額

- 地方自治法では、地方公共団体の契約は競争入札が原則。特例的に少額のもの、その他特に理由があるものについては随意契約が可能とされている。

当町では、これに沿って工事請負契約の場合には設計金額 130 万円未満のもの、その他特に理由があるものについては、随意契約が可能として運用されている。

この基準による平成元年度の実態を見てみると、全体 277 件のうち、随意契約 109 件 (39.4%)、そのうち半数を超える 57 件が 100%契約となっている。100%契約とは、言い換えれば相手の言い値による契約とも云えるところであり、あらためて当町における随意契約基準及び予定価額設定並びにこれらの運用実態について再度考えてみる必要があるのではなかろうか。

2 滞納整理本部会議について

- 本部会議での議論は、各課の理解も高まり、数年前と比べて格段に充実・進展したものとなっている。

ただし、次のような事項に対する理解が未だ不十分と認められるので、更なる共通理解・情報共有を図り、次のステップに繋げていくことが必要と認められる。

(ア) 公債権と私債権の区分けを再確認すること。

「不納欠損」の語は、税法上及びこれを準用する公債権に適用される用語であり私債権には適用されない。即ち、強制力（自力執行力）を有する公債権についてはこれを行使しないまま時効到来期限（最高 5 年）が経過すれば自動的に当該債権が消滅し、滞納整理台帳から落とすことになる。

一方、私債権は民法の適用となり、裁判所の判決がない限り強制徴収権はなく、形式上時効到来期限が経過しても債務者（相手方）の「時効の援用」行

為がない限り、いつまでも継続することになる。又、徴収不能状態と判断して債権者（町）みずからが自主的に債権を放棄しようとする場合には議会の議決が必要となる。

このように、公債権と私債権ではその徴収形態に大きな差異がある。

本部会議での議論を見てみると、この点が未だ理解不徹底のまま進められている印象がある。

公債権（下水道使用料・下水道受益者負担金、保育料、国保料など）のうち5年超のものは既に町の債権は消滅しており存在しないのである。速やかに滞納整理台帳から落とす必要がある。又、私債権（町営住宅家賃、住宅貸付資金、給食費など）のうち定期的収入がありながら滞納継続しているような悪質滞納者等については、現在の取組みに加えて裁判所の判決を経て給与差押え等の効果的な徴収方法を検討すべきである。

（イ）町内部の情報連携、徴収連携のあり方を検討すること。

長期滞納者の中には、公債権・私債権を問わず複数の債務を滞納している者も多い。このようなケースでは、例えば町税務部局が詳細な調査を経て「町税（公債権）の不納欠損処理やむなし。」と判断した場合には、併せて「下水道（公債権）の不納欠損処理も行う。」「上水道・簡易水道（私債権）の権利放棄の検討を開始する。」等の連携が必要である。

又、定期的収入がありながら意図的に滞納している悪質滞納者に対して給料等の差押えを実施することは、雇用主が当該滞納金の支払義務者となるため、会社からの当人への支払指導も期待できることから有効な手段であると認められる。

このような場合には、併せて他の私債権（水道料、家賃、給食費など）についても情報を共有し、同様に裁判所から支払命令を得ての差押えの手続を実施する等の連携が重要である。

3 水明荘の経営状況について

（1）水明荘の経営分析について、平成31年3月15日常任委員会に報告された中小企業診断士による報告書では、「売上げ3億円、償却前利益5,000万円の確保を第1目標とする。ただし、最小限、売上高275～285百万円を維持、簡易返済可能原資40,000千円以上を確保する。その上でさらに設備投資等10,000千円以上投入できる体制と運転資金5,000千円をつくることを目標に財務構造を維持していくことが必要。」と診断された。

そして、町長は、この償却前利益 4,000 万円の確保を念頭に令和元年 12 月議会における一般質問に対し、「今後、老朽化が進行する施設・設備の修繕を計画的に行い、現場にも努力してもらって直営を維持していきたい。」旨を表明した。

(2) しかし、令和元年度上半期の経営状況を見ると、売上高 124 百万円、償却前利益 18,055 千円(減価償却費 13,294 千円、経常利益 4,761 千円)に止まっている。下半期は更に売上減が見込まれることから、一層厳しい状況が予想される。これでは、初年度から第 1 目標はおろか到底最小限の目標にも達しない状況である。

水明荘の経営については、当監査委員も毎年度繰り返し指摘してきたところであるが、これでは、できもしない夢構想を目標にした計画を設定し、それを根拠に現状を踏襲したいとする、これまでの町の消極姿勢の繰り返しである。今後は、現在の経常運転資金(町長期借入金返済資金を含む。)の確保に加えて施設・設備の更新資金の捻出について、多額の町費支出が必要となる可能性が強まっていく。

今回、改めて具体的改善方策を踏まえた現実的な改善計画の策定が急がれると思うところである。

4 水道ビジョンに基づく管路更新計画について

・ 建設水道課では、平成 30 年度、上水道管路老朽化に伴う今後 20 年の中長期管路更新計画を策定した。この問題は、昭和 30~40 年代に布設された水道管路が一斉に更新時期を迎えており、全国的な課題となっているところである。全国市町村の中には、指定管理者制度の導入・民間事業者への移行も検討されているところでもある。

このような状況の中で、当町でも必要となる更新工事及びその事業費を洗い出し、今後計画的に実施していくための中長期計画を策定したというものである。

このような中長期視点に立った取組みは、現在及び今後の町行財政運営に最も重要な作業であり、合併以後全く検討が進んでいない各種公共施設のあり方検討、超高齢化が進む中での国保料・介護保険料のあり方検討、梨園減少に対する今後対応の検討など他の行政分野でも重要な作業である。

・ 策定された中長期管路更新計画によると今後 20 年間に必要となる工事は、次のとおりとなる。

町上水道管路 総延長	約 96 km (対象：口径 75mm 以上)
┌ 基幹管路	約 30 km
└ 支線管路	約 66 km

うち { 更新必要管路（関連支線管路を含む。） 約 20 km
総事業費 16 億円

今回対象となっているのは、基幹管路の中でも、①従来から漏水事故が多い管路、②震度 6 以上の地震の際には液状化の危険度が多い管路並びにこれらに関連する支線管路となり、基幹管路全体の 2/3 に止まるが、それでも総事業費約 16 億円（毎年度 80,000 千円×20 年間）が必要となる計画である。

- ・ 町では、この計画によって当面の更新事業を完了しようとする予定である。これらの事業に対する国の支援制度として、現在でも起債措置（事業費の 1/2）、補助金措置（事業費の 1/4）があり、実際の町財政負担は、うまく行けば毎年度約 20,000 千円程度となる。一見、この程度の経費負担であれば現状の町上水道経営状況でも何とか対応可能な数値とも認められる。

しかし、前述の起債措置については後年度の交付税措置による償還金軽減措置がないため、実質の借金先送りとなり、又、補助金についても全国競争が激しく、毎年度確実に補助金確保の見通しが立たない状況である。

これに加えて、その他の幹線・支線で漏水事故が発生した場合の緊急対応、水源及びその他の箇所における老朽化施設・機器等の取替事業等が予想され、現下の町水道事業は、年次的には安定しているが、その経営は今後、益々厳しくなることが容易に想定される。

- ・ このような状況から、担当課では、並行して水道料金値上げの検討もされているようであるが、上水道の円滑供給は、全ての町民生活に直結する問題である。先日の和歌山市の報道であるように、市の断水情報によって市民は飲料水タンクの購入や飲料水確保に奔走せざるを得ない社会問題ともなる。

行政運営の根幹は町民の生命及び生活の安定確保であり、その上に立って町長の実現したい政策・事業が展開されていると考えるところでもある。

今回の水道ビジョン実現の方策として、その財源を短絡的に水道料金値上げの方法しかないと考えるのではなく、現在行っている簡易水道事業・下水道事業等に対する一般会計からの繰入金支援なども含めて町政全般の重要課題との認識の下、町民への説明を尽くし、今後の料金値上げの必要性、金額等について理解してもらおう努力が肝要と思うところである。

5 公金外通帳の保有状況について

・ 役場内の業務処理において、公金については一部の職員を除き実際に金銭の授受等に関与する機会はほとんどない。しかし、業務に関連しての公金外の金銭出納の実態はどうなっているのか。？今回、その実情を調査した。調査の対象は、役場本庁舎及び支所のみ。その他、町内小・中学校、こども園、アロハホール等の出先機関においても同様の状況にあると思われる。

・ 公金外通帳の保有状況は、次のとおり。

・ 保有総数 50 件

・ 内訳

(1) 本来、公金あるいは準公金として出納経理されるべきもの 6 件

〔 交通災害共済掛金管理通帳、斎場使用料管理通帳、育休職員預り
金通帳、学校給食費管理通帳 〕

中部ふるさと広域連合が行う交通災害共済事業の掛金、斎場使用の使用料等を町が窓口となって町民から徴収し、同連合へ送金する等の通帳である。

(2) 町補助金等を受け、これを財源として活動する団体の資金管理をするための通帳 22 件

〔 東郷池の水質浄化を進める会通帳、湯梨浜夏まつり実行委員会通帳、アロハフレンドシップ実行委員会通帳、海の駅とまり協議会通帳、町認定農業者認定協議会通帳、ハワイアンファスティバル実行委員会通帳、とうごうまち街路灯維持管理運営協議会通帳、ゆりはま天女ウオーク実行委員会通帳、グラウンド・ゴルフ国際大会実行委員会通帳、町人権教育推進協議会通帳、中学校地区学習運営協議会通帳、青少年育成湯梨浜町民会議通帳 など 〕

これらは、町補助金等を受けて活動する諸団体の出納経理をする通帳。各団体の構成基盤が脆弱あるいは町が主導的に組織化したため、町みずからが事務局機能を担当して管理している形態が浮かび上がってくる。

(3) 国・県、その他の機関からの要請を受けて管理する通帳 12 件

〔 交通安全協会湯梨浜支部通帳、自衛隊家族会通帳、町防犯連絡協議会通帳、県緑化推進委員会湯梨浜町支部通帳、倉吉青谷線改修促進期成会通帳、日赤県支部湯梨浜分区通帳、町民生児童委員協議会通帳、町子ども会安全会通帳 など 〕

これらは、国・県その他の機関から要請を受けて加入者の会費、募金徴収、活動経費などを出納経理する通帳である。

(4) 職員の親睦その他私金的要素が強いもの 10件

〔町議会通帳、年金者連盟湯梨浜分会通帳、農業委員会通帳、町農業者年金友の会通帳、役場職員互助会通帳 など〕

これらは、議員や農業委員が積立てする慶弔費、研修旅行代や職員の駐車場使用料、忘・新年会経費等を出納経理する通帳である。

- ・ これらの公金外通帳の保有管理は、軽重はあるもののいずれも公務に関連するものであり、直ちに止めろとは云えない。しかし、共通する課題としてはそれぞれ公金と同じレベル、あるいはこれに準じたレベルでの組織的管理が求められることである。県内市町村でも、町補助金の交付団体に係る出納経理を悪用して金銭を横領し逮捕される事例が発生している。平常時でも複数職員による事務処理を徹底する、あるいは定期的な検査を実施する等組織全体として適正な処理体制を確立することが特に重要である。

加えて、(1) 中部ふるさと広域連合に係る徴収金及び学校給食費については、県後期高齢者医療広域連合に係る被保険者保険料及び水明荘に係る宿泊・飲食料は公金処理をしていることを参考に、あらためて公金処理できないかの検討を実施すべきである。

また、(2) 町補助金等の受入団体に係る資金管理については、町が事務局機能を果たすことにより町民が単なる参加者・協力者の意識しか持たないことにつながって、逆に町民の主権者意識や町民活動の自立意識を阻んでいる要因となっていないか、をよく考えてみなければならないと思うところである。